平成２１年（フ）第２８号
長崎県対馬市峰町志多賀594番地
破産者　古藤　和子
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
熊本県八代市中北町3686番地３
破産者　小馬田義春
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７１号
熊本県八代市鏡町鏡村663番地８　201
破産者　押方　大輔
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７４号
熊本県八代市坂本町鮎帰ろ793番地１
破産者　久保田　浩
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７６号
熊本県八代市長田町2893番地２―102
破産者　柴田　涼子
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７７号
熊本県八代郡氷川町宮原194番地
破産者　木村　昌明
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７８号
熊本県八代市千丁町太牟田1202番地
破産者　谷口　將士
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７９号
熊本県葦北郡津奈木町大字岩城1799番地２
破産者　谷口ヤヨイ（旧姓森）
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

更生計画認可

平成２０年（ミ）第１１号
東京都港区芝２丁目３番８号
更生会社　りんかい日産建設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の趣旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
1　継続使用不動産にかかる更生担保権
⑴　確定債権

件数	金　　額	別表
2	261,900,000円	８－１

⑵　権利の変更及び弁済方法
別表８－１「更生担保権弁済計画表（継続使用不動産）」記載の更生担保権は、「弁済額」欄記載の金額を、平成25年６月末日を第１回目の支払日とし、毎年６月末日限り合計７回に亘って均等額を分割弁済する。
2　処分予定不動産にかかる更生担保権
⑴　確定債権

件数	金　　額	別表
6	2,839,489,266円及び額未定	８－２

⑵　権利の変更及び弁済方法
管財人は、担保不動産を下記①の方法により売却し、売却代金受領後１か月以内に下記②の方法により確定債権額を弁済する。
①　担保不動産の売却
イ　管財人は、平成25年３月末日までに裁判所の許可を得て担保不動産を売却する。ただし、更生債権等の繰上げ弁済を行う場合には、裁判所の許可を得て、売却期間を短縮することができる。
ロ　管財人は、売却に先だって、当該不動産にかかる更生担保権者に売却価格、売却条件、売却先等を通知して、その意見を聞く。
ハ　前記ロの通知を受けた更生担保権者が、通知受領日から１か月以内に当該通知にかかる条件と同一又はより会社に有利な条件で当該不動産を購入する旨を管財人に対して書面により通知したときは、管財人は原則として、当該更生担保権者あるいはその指定する者に裁判所の許可を得て当該不動産を売却する。
ニ　更生担保権者が前記ハによる通知をしなかったときは、管財人は当該更生担保権者が管財人提示の条件にて当該不動産を売却することを承諾したものとみなすことができる。
ホ　更生担保権者は、前記イまでの期間、自ら売却の努力をすることができ、管財人に対し、売却価格、売却条件、売却先等を通知して担保不動産の売却を求めることができる。
ヘ　管財人は、前記ホの更生担保権者の申し出を相当と認めるときは、裁判所の許可を得て、その申し出にかかる売却先に当該不動産を売却する。
ト　共同担保にかかる不動産については、前記ホの場合も含め管財人が売却不動産の順序を定めることができる。
②　弁済額
イ　管財人は、不動産売却代金から下記の費用等を控除した金額（以下、「実質売却価額」という）を、当該不動産にかかる更生担保権者に対し、優先順位に従って、確定債権額に充つるまで弁済する。
a　売主負担の仲介手数料
b　売主負担の測量費用
c　売主負担の土壌調査費用
d　売主負担の契約書印紙代、領収書印紙代
e　売主負担の手付金保全手数料
f　売主負担の登記手続費用
g　売主負担の原状回復費用、土壌汚染洗浄等有害物質の除去費用、賃借人の立退き料その他不動産の引渡に必要な費用
h　上記各費用に対する売主負担の消費税相当額
i　当該不動産に対する更生計画認可決定日以降引渡完了日までの固定資産税、都市計画税、特別土地保有税等の公租公課
j　当該不動産に対する更生計画認可決定日以降引渡完了日までの共益費・管理費・火災保険料等の当該担保不動産の維持費用。但し、会社が現に事業に使用していた期間にかかるものは会社が負担することとし、控除しない。
k　賃借人付不動産の売却に伴い買主が承継する敷金
l　その他当該不動産売却に必要な費用として当該不動産にかかる更生担保権者の同意を得て支出したもの
ロ　実質売却価額が確定債権額を上回った場合、実質売却価額（担保権が根抵当権である場合には、極度額を上限とする）を確定債権額とみなして弁済する。
この場合、当該担保権者が有していた権利変更前の一般更生債権の確定債権額は、実質売却価額が更生担保権の確定債権額を上回った額と同額が更生計画認可決定時に遡って減額されたものとみなし、減額後の一般更生債権の確定債権額（以下、「減額後確定債権額」という）について、後記第３節の定めを適用する。但し、当該担保